



熊本県公報

第12704号

平成30年3月13日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… (") 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 4
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 7
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 7
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 8
- 指定管理者の指定…………… (障がい者支援課) 9
- 指定管理者の指定…………… (健康福祉政策課) 9

公 告

- 公共測量の終了…………… (監理課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 11
- 基本測量の終了…………… (監理課) 11

告 示

熊本県告示第186号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
内科	江口 裕之	ふれあいクリニック 荒尾市川登1761番地24	平成30年1月31日
内科	田宮 芳孝	宮本内科医院 菊池郡大津町大字室539番地10	平成30年1月31日

熊本県告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院 八代市通町10番10号	平成30年2月1日
熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成30年2月1日
さくら調剤薬局宇土店 宇土市高柳町字高柳227番地9	平成30年2月1日
水の里調剤薬局 上益城郡山都町城平845番地1	平成30年2月1日

熊本県告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
熊本調剤薬局光の森店	医療機関の所在地	菊池郡菊陽町光の森七丁目25番地1	菊池郡菊陽町光の森七丁目25番地5グリーンズエリア光の森1階	平成30年1月1日
総合病院前調剤薬局	医療機関の所在地	八代市松江城町3番42号	八代市通町10番47号	平成29年9月1日

熊本県告示第189号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづな 菊池市西寺1581番地	431100340	平成30年3月2日	有料老人ホーム
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづな式番館 菊池市西寺1588番地1	431100341	平成30年3月2日	有料老人ホーム
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ヘルパーステーションともづな 菊池市西寺1581番地	431100342	平成30年3月2日	訪問介護
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	複合型サービスともづな 菊池市西寺1588番地1	431100343	平成30年3月2日	複合型サービス
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづなショートステイ 菊池市西寺1590番地	431100344	平成30年3月2日	短期入所生活介護

熊本県告示第190号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづな 菊池市西寺1581番地	431100340	平成30年3月2日	有料老人ホーム
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづな式番館 菊池市西寺1588番地1	431100341	平成30年3月2日	有料老人ホーム
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ヘルパーステーションともづな 菊池市西寺1581番地	431100342	平成30年3月2日	訪問介護
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	複合型サービスともづな 菊池市西寺1588番地1	431100343	平成30年3月2日	複合型サービス
株式会社ともづなりハサービス 菊池市西寺1581番地	ケアホームともづなショートステイ 菊池市西寺1590番地	431100344	平成30年3月2日	短期入所生活介護

熊本県告示第191号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森本地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字世持字森本317番、317番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、317番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 村下地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字安平字村下772番、773番、772番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 蓮池地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字津志田字蓮池1374番2、1374番、1374番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 尾迫地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字津志田字尾迫3095番、3087番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 宮ノ尾地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字中横田字宮ノ尾2101番、2102番、2101番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 馬門地区（Aブロック）造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字船津字馬門1900番、1903番、1901番、1900番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 馬門地区（Bブロック）造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字船津字馬門1859番、1859番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 8 馬門地区（Cブロック）造成宅地防災区域

上益城郡甲佐町大字船津字馬門1829番1、1829番3、1829番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

9 柿木平地区造成宅地防災区域

上益城郡甲佐町大字船津字柿木平831番、831番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第192号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 火迫地区（その3）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字安永字火迫751番2、751番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、751番3、751番4

2 火迫地区（その4）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字安永字火迫749番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、749番2、750番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、750番2、750番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、750番5、752番の一部（次の図に示す部分に限る。）

3 居屋敷地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字宮園字居屋敷592番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、592番13、592番14、592番14地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、592番16、592番18

4 辻地区（その3）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字宮園字辻607番3、607番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、607番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、607番5地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

5 辻地区（その4）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字宮園字辻671番12、672番6、672番7、672番10、671番2、671番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、672番2、672番3

6 市ノ後地区（その2）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字木山字市ノ後553番7の一部（次の図に示す部分に限る。）、553番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、553番18、553番18地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

7 中道地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字惣領字中道1504番1、又1504番1、1504番4、1504番5、1504番6、1504番7、1504番8、1504番9、1504番10

8 城ノ本地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字寺迫字城ノ本881番、884番、881番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

9 南市ノ川地区（その1）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字福原字南市ノ川5460番4、5460番4地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、5460番5、5461番1、5461番2

10 東無田屋敷地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷271番2、271番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

11 葉山地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字広崎字葉山925番1、925番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、925番4、925番5、927番、927番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第193号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 皆元地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元192番、193番1、193番2、194番1、195番4、202番1、203番1、203番2、193番2地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、194番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。)
- 2 塩井社地区（その2）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1883番7、1883番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。)
- 3 堤下地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字堤下674番1、675番1、674番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、681番1地先の水の一部（次の地図に示す部分に限る。）、675番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、674番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。)
- 4 奈良山地区（その3）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字奈良山444番、444番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。)
- 5 瓜生迫地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生迫1378番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1379番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1381番1、1381番2、1382番1、1383番1、1383番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1382番2、1383番3、1387番、1381番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1387番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。)

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡山都町大字北中島字見卸 3605番1地先から 同所 3605番4地先まで	前	20.2 ～ 29.9	58.0	災害復旧
			後	20.2 ～ 43.0		

2 区域を変更する期日 平成30年3月13日

熊本県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町大字津留字上舞鶴 1055番73地先から 同所 1055番1地先まで	前	7.6 ～ 8.0	28.1	災害復旧
			後	7.7 ～ 9.0		

2 区域を変更する期日 平成30年3月13日

熊本県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野甲佐線	上益城郡甲佐町大字船津字柿木平 884番地先から 同所 881番2地先まで	前	10.5 ～ 18.5	28.3	防交 安（交 通 安 全）
			後	12.6 ～ 21.2		

2 区域を変更する期日 平成30年3月13日

熊本県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町大字早楠字弁天 1442番3地先から 下益城郡美里町大字早楠字下弁天 1936番1地先まで	前	6.0 ～ 16.0	110.0	活基 力盤 改良 （仮 設 橋 の 撤 去）
				9.7 ～ 16.8	115.0	
			後	9.7 ～ 16.8	115.0	

2 区域を変更する期日 平成30年3月13日

熊本県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	多良木相良線	球磨郡多良木町大字久米字伏間田	前	10.9 ～ 21.5	50.0	防交安架替に伴う迂回路設置
		同所	後	11.5 ～ 27.7		

2 区域を変更する期日 平成30年3月13日

熊本県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
シエスタ御船 上益城郡御船町滝川46	有限会社ゆうしん	平成30年3月6日

熊本県告示第200号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
シエスタ御船 上益城郡御船町滝川46	有限会社ゆうしん	平成30年3月6日

熊本県告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社寿楽	居宅介護支援事業所 寿楽	人吉市上漆田町 字茂ヶ野426 8番地	平成30年 3月21日	居宅介護支援

熊本県告示第202号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年3月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 葛目谷地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字葛目谷2275番、2285番、2275番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2285番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 葛目谷地区（その2）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字葛目谷2270番の一部（次の図に示す部分に限る。）、2271番、2286番の一部（次の図に示す部分に限る。）、2287番、2288番、2289番、2328番、2329番の一部（次の図に示す部分に限る。）、2288番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2286番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 名ヶ迫鶴地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴816番、818番、816番地先の道の一部（次の

図に示す部分に限る。)

4 前鶴地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字前鶴476番、481番、475番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、476番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

5 鼈形山地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字鼈形山3628番7、3628番8、3628番9、3628番10、3628番11、3628番7地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

6 日向地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字日向9番、9番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

7 雀塚地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字布田字雀塚1452番1、1452番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1454番1、1454番2、1453番2の一部(次の図に示す部分に限る。)

8 門出地区(その4)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字河原字門出915番1、916番3、917番1、918番1、918番1地先の道(次の図に示す部分に限る。)、915番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第203号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 立石地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1481番1、1481番3

2 立石地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1453番4

3 立石地区(その3)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1516番7

4 立石地区(その4)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1531番3、1531番5

5 本村地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村861番

6 本村地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村888番1

7 本村地区(その3)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村871番

8 新所地区造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字新所1214番1

9 東新所地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1153番

10 東新所地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1166番

11 弁差川地区造成宅地防災区域

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字弁差川1793番1、1793番2

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第204号

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）第11条第1項の規定により熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者福祉センター	熊本市東区長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 仁木 徳子	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

熊本県告示第205号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市中央区南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部恵美子	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

熊本県公告第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影・写真地図作成）	平成29年 9月25日から 平成30年 2月28日まで	荒尾市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町

熊本県公告第160号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲原 耕一	宇土市神馬町	宇土市石橋町字円寿院556番1ほか4筆

宇都宮 敬一	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟209番ほか1筆
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟612番ほか12筆
奥村 友博	玉名郡南関町上坂下	玉名郡南関町大字上坂下字四ツ枝411番ほか5筆
池田 松治	玉名郡和水町中和仁	玉名郡和水町中和仁字西山905番97
有限会社サウスウインド	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字上力石1259番1ほか1筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字町字町ノ前88番ほか5筆
株式会社上田園芸	熊本市東区平山町	菊池郡菊陽町大字辛川字上中原820番2ほか5筆
岩間 勇治	葦北郡芦北町古石	葦北郡芦北町大字豊岡字塘添188番1
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町大浦字山ノ口3158番1ほか13筆
株式会社中九州クボタ	菊池郡大津町引水	天草市有明町大浦字横洲1667番1ほか24筆
株式会社山並ファーム	天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町浦字鶴舞来石4819番1ほか1筆
小林 優	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字吉原1529番ほか1筆
岡田 寿幸	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3200番1
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3055番20
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字福岡1336番1ほか2筆
村田 広徳	天草市亀場町食場	天草市志柿町字沖田2845番1ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4630番ほか1筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5582番ほか3筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4156番

2 申請年月日
平成30年3月1日

熊本県公告第161号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字中牟田1020番 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口2番4〕
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字大坪698番ほか23筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番8ほか7筆〕
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1104番1ほか4筆 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口1番3〕

西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字唄原1416番ほか23筆 (一時利用地 荒尾市川登字中牟田3番5ほか7筆)
岸森 スミエ	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1097番1ほか1筆 (一時利用地 荒尾市川登字中牟田1番7)
成徳 成志	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1022番 (一時利用地 荒尾市川登字井手口2番2)
西川 章	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1091番ほか3筆 (一時利用地 荒尾市川登字井手口2番3)
村上 厚	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1126番ほか9筆 (一時利用地 荒尾市川登字井手口1番1ほか1筆)

2 申請年月日
平成30年3月2日

熊本県公告第162号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
成松 孝美	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町高字出口488番5

2 申請年月日
平成30年3月5日

熊本県公告第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（航空レーザ測量による5mメッシュ精密標高データ作成）	平成29年10月20日から 平成30年 2月26日まで	阿蘇市、菊池郡大津町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村